

# 公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター 令和3年度 事業計画書

## 事業の概要

不特定多数の生活衛生関係事業者等を対象に、その経営の健全化及び振興を通じて、その生衛水準の維持向上を図り、利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、融資・経理・税務・労務・衛生・経営等の無料相談指導事業等を行う。

## 公益目的事業

### (1) 補助金対象事業

#### (ア) 相談室運営事業 定款第4条第1項第1号

生活衛生関係事業者並びに消費者を対象として、当指導センターに設置された相談室にて、融資・経理・税務・労務・衛生・経営・苦情・助成金等に関する無料相談を行う。

当相談室への訪問者以外の者に対しても、電話・メール等を使用し同様の相談指導を行う。

相談受付 土曜・日曜祝祭日を除く平日 9:00~17:00

相談件数計画 90人

#### (イ) 税務相談等事業 定款第4条第1項第5号

生活衛生関係営業に関する経営の健全化及び税務事務の効率化を促進するため、生活衛生関係事業者並びに生活衛生同業組合員を対象に、税理士による講習会等を行う。

講習会開催計画 (5回)

開催地区：南部・中部・北部・石垣・宮古地区

開催時期：令和3年12月~令和4年2月 (確定申告開始前)

受講者数：150人

#### (ウ) 地区生活衛生営業相談指導事業 定款第4条第1項第1号

営業形態の多様化、経済環境の変化に伴い、生活衛生事業者の要求に的確に応えるべく地域の実情に応じた相談指導事業を実施するため、県内6保健所で開催される食品衛生講習会等において、当指導センターの業務概要等を説明・周知すると共に、地区相談室を開設して、希望者に対し融資・経理・税務・労務・衛生・経営等に関する無料相談を行う。

相談室開設数計画 33回

開設場所（回数）：那覇市保健所（6回）、南部福祉保健所（8回）  
中部福祉保健所（8回）、北部福祉保健所（8回）  
宮古保健所（1回）、八重山保健所（1回）  
管理美容師美容師講習会会場（1回）

開催時期：令和3年5月～令和4年1月

**(エ) 相談指導顧問設置事業 定款第4条第1項第7号**

経営指導員では対応が困難な経営上厳しい問題を抱えた不特定多数の生活衛生関係営業者を対象に、弁護士、中小企業診断士が法律問題・経営診断の相談指導を行う。

相談件数計画 5件

**(オ) 巡回指導事業 定款第4条第1項第1号**

生活衛生関係営業者を対象に、経営の健全化及び経営改善を促進するため、経営指導員が営業店を巡回し、融資・経理・税務・労務・衛生・経営等について相談指導を行う。また、経営指導員の資質・能力の向上、各種事業の円滑な実施を図る為、九州・沖縄ブロック生活衛生営業指導センター協議会へ参加する。

指導予定件数 100件

九州・沖縄ブロック生活衛生営業指導センター協議会  
開催予定：令和3年10月  
開催 県：沖縄県（ホテルサンパレス球陽館）

**(カ) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業 定款第4条第1項第1号**

小規模事業者の経営の改善を促進する目的で制定された沖縄振興開発金融公庫の生活衛生関係営業経営改善資金融資制度の利用促進を図るため、経営指導員または経営特別相談員が融資推薦事務を行う。

また、経営指導員は各生活衛生同業組合の審査委員とともに、融資推薦案件について各生活衛生同業組合が実施する融資審査委員会において審査する。

相談指導予定件数 110件

**(キ) 生活衛生関係営業再生特別支援事業 定款第4条第1項第1号**

生活衛生関係営業者への経営指導体制の強化を図り、再生可能な営業者に対して専門的かつ的確に経営改善を促し、これらを早期に再生させることを目的として、生活衛生関係営業者及び相談にあたる生活衛生関係営業経営特別相談員等を対象として中小企業診断士、弁護士、経営コンサルタント等の専門的知識を有する者を講師として研修会を開催する。

生活衛生関係営業再生支援等特別相談窓口事業  
公庫融資相談会（飲食店事業者対象）  
開催地区：那覇市（1回）  
開催時期：令和3年11月  
相談者数：10人

**(ク) 健康・福祉対策推進等事業 定款第4条第1項第7号**

高齢者や障害者に対して、適切な介助及びサービスを提供できる人材を育成するため、必要な接遇及び介助等の基礎知識や技術習得の為の研修会及び生活衛生関係営業を取り巻く健康福祉問題の解決に向けた講習会等を開催する。

社会福祉施設への出張理容（在宅生活支援サービス参画促進）  
開催地区：北谷町（1回）  
開催時期：令和3年9月  
参加理容師数：10人 予定カット人数：20人

HACCP講習会（社交飲食業事業者対象）  
開催地区：沖縄市・うるま市・うるま市石川（3回）  
開催時期：令和3年4月～7月  
参加人数：120名

訪問美容に関する講習会  
開催地区：本島南部（1回）  
開催時期：令和3年9月  
受講者数：20名

**(ケ) 後継者育成支援事業 定款第4条第1項第7号**

若年者に対する職業観の向上及び就業を促進すると共に、生活衛生関係営業者の子弟及び当該営業に従事する者に対する技術指導、経営指導、衛生指導等を通じて、その事業の継承及び独立開業を支援することにより、後継者育成を図ることを目的として研修会等を実施する。

クリーニング業 出張事業（1回）  
開催地区：沖縄県立沖縄高等特別支援学校  
開催時期：令和3年9月～令和4年2月

受講者数：10人

琉球料理に関する調理講習会  
開催地区：本島南部・中部（2回）  
開催時期：令和3年4月～12月  
受講者数：40名

## （コ）情報化整備事業 定款第4条第1項第6号

生活衛生関係営業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進する事により、生活衛生関係営業の経営の安定化、衛生水準の維持向上、業界の振興を図ることを目的とし、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター及び各都道府県生活衛生営業指導センター相互に利用できる専用回線のネットワークシステムで生活衛生関係営業に関する各種の行政施策や業界動向、経営アドバイス、併せて統計情報などの沖縄地域の情報等を適宜更新、維持管理を行う。

この情報については、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターホームページとリンクさせた当指導センターのホームページにおいて、生活衛生関係営業業者、利用者及び消費者を対象に公開する。

指導センターホームページ：<http://www.okinawa-center.or.jp>

生衛業ネットワークシステム：<https://gw.seiei.or.jp/gw/index.html>

## （サ）消費者等コールセンター事業 定款第4条第1項第2号

生活衛生関係営業に係る苦情、トラブル、事故及び法律問題等に関する苦情処理等の体制の整備が必要なことから苦情相談室電話（専用電話098－859－3366）を設置し、消費生活センター等関係機関との連携を図る。

また、苦情の防止、適切な消費者対応を図るための講習会等を実施する。

白物・平物のクリーニングに関する技術講習会（クリーニング事業者対象）  
開催地区：本島南部（1回）  
開催時期：令和3年9月～12月  
受講者数：25人

## （2）沖縄県受託事業

### （ア）知事推薦事務事業 定款第4条第1項第1号

沖縄県との「沖縄振興開発金融公庫及び日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の一般貸付に係る沖縄県知事の推せん事務 委託契約」に基づき、推薦書発行事務を受託し、実施する。

推薦依頼の内容について、必要がある場合には相談指導を行うことにより、適切かつ迅速な業務処理に努める。

推薦書発行予定件数 10件

### (3) 公益財団法人 全国生活衛生指導センター受託事業

#### (ア) 標準営業約款登録の啓発・推進事業 定款第4条第1項第4号

標準営業約款対象5業種（理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業）について、標準営業約款登録の促進に努めるとともに、広く営業者及び消費者に対して、制度の啓発、普及推進活動を行う。

目標件数 更新：73件、新規登録 10件、総登録総件数 174件  
生活衛生同業組合機関紙等への普及広告掲載

#### (イ) 経営特別相談員研修会事業 定款第4条第1項第5号

沖縄振興開発金融公庫が実施する「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度」の利用者に対する審査及び相談指導を行う経営特別相談員及び経営特別相談員候補者を対象に、知識の充実、経済変化への対応及び資質向上を目的に、専門家（主管庁職員、沖縄公庫職員、税理士、経営指導員等）による研修会を行う。

また、融資、経営情報等に関する新規情報に加えて、経営指導員が把握している沖縄地区の生活衛生関係営業の最新の動向等を経営特別相談員に伝達し、今後の活動のサポートを行う。

経営特別相談員研修会

開催地区：那覇市（1回）

開催時期：令和3年7月上旬

受講者数：経営特別相談員 32人、組合事務職員等 3人

#### (ウ) 衛生水準の確保・向上推進事業 定款第4条第1項第6号

生活衛生関係営業における「衛生水準の確保・向上」を効果的に進め、行政による衛生監視・指導等を補完する見地から、生活衛生同業組合による衛生水準の確保・向上に関する専門的知識・技術の向上のための講習会・研修会等の開催、自主管理点検表の普及のための指導・啓発等の活動を行うとともに、組合活動の活性化を推進する。事業の内容は以下のとおり。

##### (1) 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催

生活衛生同業組合、行政機関等で構成し、「衛生水準の確保・向上事業行動計画」を策定する。

##### (2) 広報事業の実施

自主的な衛生措置基準遵守及び衛生施設改善向上の中心となる生活

衛生同業組合の活動内容等の周知と加入促進のための広報を行う。

- (3) 都道府県生活衛生営業指導センターの指導基礎資料の充実  
新規事業者を把握するための調査を行う。
- (4) 衛生管理等に関するセミナーの開催  
生活衛生関係営業者を対象として、自主管理点検表の活用等、衛生確保の知識向上等に関するセミナーを開催する。
- (5) 若手人材の育成事業  
若手組合員や後継者等を対象として、生活衛生同業組合の活動の意義や制度等に関するセミナーを実施する。

**(オ) クリーニング師研修・従事者講習会事業** 定款第4条第1項第6号

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師等に対し、クリーニング業法に定められた研修、講習を行う。

当該事業の実施に当たっては、沖縄県クリーニング生活衛生同業組合及び関係行政機関との連携に努めると共に、クリーニング所利用者に対する当該事業の広報活動を積極的に実施し、受講率の増加に取り組む。

第2型（通信）クリーニング師研修 開催予定（1回）

開催時期：令和3年12月～令和4年1月

受講者数：30人

第2型（通信）業務従事者講習 開催予定（1回）

開催時期：令和3年12月～令和4年1月

受講者数：30人

## 収益事業

### (1) 収益事業

**(ア) 事務受託等事業** 定款第4条第2項第3号

一般社団法人沖縄県生活衛生同業組合連合会（以下、「沖生連」という。）との事務受託契約に基づき、沖生連の報告書作成等の事務を行う。

### (2) その他の事業

**(ア) 生活衛生関係営業者支援事業** 定款第4条第1項第1号、5号、6号

生活衛生関係営業の多くは、経営規模が小さく人員の不足や資金面等の理由から営業に必要な情報を適切に得られない状況にある。

よって、生活衛生関係営業者を支援するために以下の事業を行う。

調査事業、研修会・講習会事業、相談事業（窓口・訪問・相談所開設・電話又はメール）、啓発チラシの作成配布及びホームページへの掲載をとおり

ての情報発信 等。

#### 調査事業

生活衛生関係営業の経営状況等の調査をとおして、現状を把握することにより相談指導及び今後の施策策定についての参考資料とするほか、個々の営業者が経営判断を行う資料として活用する。

経営状況調査 延べ 280 件（70 件／四半期）

景気動向調査 延べ 280 件（70 件／四半期）

#### 相談指導及び講習会等事業

生活衛生関係営業を取り巻く環境の著しい変化により発生する新たな問題に対し、相談指導及び講習会等の開催をとおして、適切な情報や有効な支援施策等を営業者に提供し経営の健全化を図る。

#### 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

コロナ禍において、経済的に大きな影響を受けた生活衛生関係営業者に対し、事業の継続や経営再建のため適切な公的支援等を活用した支援体制を構築し、経営改善・強化を図り経営を安定させることを目的に相談指導及び講習会等を実施する。

#### 沖縄県感染防止対策認証制度受託事業

新型コロナウイルス感染症の再拡大の波が繰り返し発生し、県民生活や医療現場、産業経済に深刻な影響を及ぼしている。ウィズコロナ社会における経営環境支援（店舗の感染防止対策の周知・徹底）及び県民・来訪者のウィズコロナ対応店舗の利用意識の醸成を図るため、感染対策チェックリストによる感染対策の確認や認証済ステッカーの付与、認証店の周知等を行い、感染防止対策を行った安全・安心の店舗をつくる、まもる、ひろめることを目的とする。

飲食店等における感染防止対策の強化を図るため、県の定める感染防止対策に係る基準に沿って、調査員が店舗調査を行ったうえで、基準を全て満たした店舗に「認証ステッカー」を交付する。

## 管理業務

### （1）理事会及び評議員会の開催・運営

理事会、評議員会を開催し、適正な組織運営に努める。

### （2）会議及び研修会等への参加

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター等が開催する会議及び研修会等に参加し、情報の収集・他都道府県生活衛生営業指導センターとの連携に努める。

### (3) 生活衛生同業組合等との連絡調整

生活衛生同業組合、関係行政機関、沖縄振興開発金融公庫及び関係団体等との連携体制を密にし、事業の円滑な推進に努めるとともに、生活衛生同業組合の運営をサポートする。



事業区分

